

組合員台帳管理及び「睡眠組合員」の取り扱い規程

生協は、定款に定める組合員資格を喪失した組合員に対して組合員の払い戻し請求に基づいて出資金を返還する。

現在、組合員台帳管理は行われているが、払い戻し請求が無く連絡等もできず出資金返還が困難ないわゆる「睡眠組合員」が混在している状況が生じている。定款に基づいた正確な組合員管理を行うために、且つ「睡眠組合員」の発生をできる限り防止すること、発生した場合の正確な組合員管理を行うために「睡眠組合員」の取り扱い基準を次の通り定める。

1. 「睡眠組合員」の規定

- ①睡眠組合員とは長野県看護大学生協定款第 11 条（生協法第 20 条）「法定脱退」事由にあたるもので出資金返還を受けていない者をいう。
- ②学生・院生の場合は、在学可能期限終了をもって「睡眠組合員」とする
- ③教職員の場合は、勤務可能期限終了をもって「睡眠組合員」とする

2. 「睡眠組合員」の発生を防止する活動

- ①学生・院生の場合は、加入時より出資金は自由脱退、法定脱退時に組合員に返還される旨を広く知らせる。特に、卒業時、退学時に必ず出資金の払い戻し請求を行う旨、周知活動を強化する。
- ②教職員の場合は、退職時や転勤時の払い戻し請求についての連絡をおこなう。

3. 組合員加入申込書（以下組合員台帳）と名簿の管理

- ①組合員台帳は構成員（学生、教職員、その他）別に管理する
- ②組合員台帳は年度別に管理する
- ③組合員台帳は永久保存とする
- ④通常組合員と睡眠組合員を区別して台帳管理をおこなう。

4. 「睡眠組合員」出資金の会計処理

- ①学生・院生の場合は在学可能期限、教職員の場合は勤務可能期限を基準に「睡眠組合員」とし、その 2 年を経過した「睡眠組合員」の出資金を年度末に会計処理する。
- ②科目は「組合員出資金」から「特別利益／債務整理額」へ振り替え処理する
- ③「睡眠組合員」の整理は毎年、継続して実施する

5. 会計処理した後にその組合員より出資金の返還請求があった場合には、出資金を返還する。

6. 本規定の改廃

- ①本規程の改廃は理事会で確認するものとする
- ②本規程は 2007 年 3 月 1 日より実施する